

建指第1558号
令和7年1月28日

一般社団法人茨城県建築士会 会長 殿
一般社団法人茨城県建築士事務所協会 会長 殿
一般社団法人茨城県建設業協会 会長 殿
公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会 会長 殿
公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部 部長 殿
一般社団法人日本エレベーター協会 会長 殿

茨城県土木部長
(公印省略)

茨城県手数料徴収条例（建築確認申請手数料等関係）の一部改正について

平素より、本県の建築行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）に伴う建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の改正などを踏まえ、令和6年第4回茨城県定例会において茨城県手数料徴収条例（平成12年県条例第9号）の一部が改正されました。

つきましては、別添のとおり令和7年4月1日以降に提出される建築確認申請等については改正後の手数料の納付が適用されますので、貴会々員への周知について特段のご配慮をお願いいたします。

土木部都市局建築指導課
建築G
電話 029-301-4727